

平成31年第1回市議会定例会（3月） 議会改革特別委員会中間報告

平成31年 2月15日
委員長 今野英元

議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

平成30年8月28日に中間報告をして以来、これまで、4回の委員会を開催し、協議を重ねておりますが、これまで確認された事項についてご報告申し上げます。

全国各地の地方議会で議員選挙への立候補者が減り、なり手不足が課題となっている現状であります。その理由として、人口減、地方政治に対する住民の関心の希薄などが挙げられ、また、その対策として、報酬を初めとした議員活動に専従できる環境の整備、兼業制限の緩和などが挙げられております。

当委員会では、10年後、20年後の将来の本市議会のあり方について、現行議会の維持を前提としつつ、少数の専門的議員による議会構成である集中専門型議会や、多数の非専門的議員による議会構成である多数参画型など多方面にわたり検討を重ねてきたところであります。

初めに、長期欠席議員に係る議員報酬のあり方についてであります。議員報酬が一定の役務に対する対価としての性質を有していること、さらには、本会議や委員会、市民との意見交換会などさまざまな議会活動を通じて、議員の職責が果たされることを踏まえれば、長期間欠席した際の議員報酬の取り扱いについては、減額することが必要であるとの認識で一致したものであります。

先進自治体の議会を参考とし、また、議員の身分保障や女性が市議会議員を目指しやすい環境づくりの観点から検討を重ね、減額の割合については、出産等の特別な場合を除き、長期欠席期間が90日を超え180日以下の場合、20%、180日を超え365日以下の場合、30%、365日を超える場合は、50%とし、同様に期末手当についても減額するものであります。

加えて、議員が刑事事件の被疑者等として身体を拘束される処分などを受けた場合の議員報酬等の支給停止などに関する規定等も整備し、由利本荘市議会の議員報酬等の特例に関する条例案を、今議会最終日に提案することが確認されております。

次に、議員政治倫理条例の見直しについてであります。最高裁判所の判決、地方自治法の解釈、今後の立候補及び経済活動の自由への萎縮

効果、政治倫理のあり方などの観点から検討を重ね、現行の規制型の条例から、市民との契約型の条例へと見直すことが必要であるとの認識で一致したものであります。

現行の関係私企業の届出義務や市との請負契約等に対する遵守事項に関する規定を撤廃し、新たに、条例の規定を遵守する誓約書の提出を義務化するほか、議員の依頼等に対する記録を文書で作成することを職員等の任命権者に求めるなどの規定を設けるもので、この改正案についても、今議会最終日に提案することが確認されております。

次に、議員の社会保障に関することについてであります。全国市議会議長会では、地方議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社に勤務している方々が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族のことを心配することなく選挙に立候補できる環境が整い、多様で有為な人材の確保に大きく寄与するものとし、全国の市議会に国への意見書の提出を求めているところであります。

県内の各市議会では、当該意見書の提出について、公費負担に対する市民の意見が得られないなどの理由で、見送られているところが大多数ではありますが、当委員会では、若年層の議員のなり手意欲向上につながることや、多様な人材確保対策の一つになり得るなどの観点から、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を今議会最終日に提案することが確認されております。

以上、これまで確認された事項等について、概要をご報告申し上げましたが、現在、女性が市議会議員を目指しやすい環境づくり、議員定数、常任委員会数、議員報酬などについて、引き続き検討中であり、市民アンケートや議会報告会「市民と語る会」などを通じて、市民の皆様の御意見をお伺いし、また、市民への十分な説明を行いながら、議論を積み重ねていくこととしておりますので、市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。